一般名処方加算に関する院内提示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名(銘柄名)を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み(長期収載品の選定療養)が導入されています。

◇一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

一般名処方について、ご不明な点などございましたら当院職員までご相談ください。

町立津南病院